

フランスのローリング・センサスにおける法定人口について

西村, 善博 / Nishimura, Yoshihiro

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / 経済志林

(巻 / Volume)

85

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

393

(終了ページ / End Page)

419

(発行年 / Year)

2018-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014564>

フランスのローリング・センサス における法定人口について

西村善博

要約

本稿ではフランスの2004年以降の人口センサス（新センサス）における法定人口をとりあげ、いくつかの観点から、その特徴を明らかにする。具体的には、1999年人口センサス（旧センサス）における法定人口の規定との比較、推計方法、旧センサスの下で実施されていた人口の補完調査、法定人口の行政利用をとりあげる。新センサスの法定人口の規定は旧センサスに比べて著しく簡素化される。推計方法では、5年間の年次調査の結果が中央年1月1日現在の人口に調整される。法定人口は年次公表のため、旧センサスの下で実施されていた補完調査が不要となる。これは新センサスの大きな利点である。しかし、行政利用では、旧センサスの時と同様に、法定人口に特殊な人口を加算するケースがあり、依然として、コミューンの特殊な状況への対応が必要になっている。

はじめに

フランスの2004年以降の人口センサス（新センサス）の目的は2つに大別される。すなわち、すべての地方公共団体ないし行政区画に関する法定人口の決定と、領土のすべての地理的レベルにおける住民の人口学的社会

的な特性および住宅の特性を記述することにある(Godinot, 2005:D.1.1)¹⁾。

敷衍すると、まず、人口の調査(数え上げ)がセンサスの絶対的な目的である。調査の結果はデクレによって認証される。このことは、それが公的性質を帯び、人口の数字を利用する多数の法令の適用に不可欠であることを意味する。また、デクレによって認証されるので法定人口と呼ばれる。法定人口はいかなる概数にも適しない。法定人口は不確実性の指標を伴うこともないだろう。なぜならば、それを基準とするすべての決定を議論の余地のあるものとするからである。一方、住民や住宅の特性の記述は別のロジックに依拠する。今度は、統計作成の世界であり、統計結果と呼ばれる。これは場合によっては信頼区間を伴う。法令によって特定の統計の利用が課されないかぎり、利用者はセンサスにもとづく統計を利用するかしないか自由である。(Godinot, 2005 : D.1.2)

このようにセンサス結果の2大カテゴリーとして、法定人口と統計結果が存在する。この区分は法定人口と統計人口の区分に帰着する。それとともに、「たとえば、コミューンの地区別統計人口の合計が必ずしもコミューンの法定人口に等しいとは限らないことを正当化する」(Godinot, 2005 : D.1.2)。

本稿では、このような性質をもつコミューンの法定人口について、その規定、1999年人口センサス(旧センサス)における規定との比較、推計方法、旧センサスの下で実施されていた人口の補完調査、行政利用の観点からとりあげ、その特徴をより詳細に検討する。

ところで、新センサスの当初の対象地域はフランス本国、海外県およびサン=ピエール=エ=ミクロンである。センサスの調査対象は通常の住戸とその居住者、施設とその入居者、ホームレス、移動住宅の居住者、川船の船上生活者に区分できる。この点を考慮に入れ、まず、法定人口の規定

1) 文献Godinot (2005) にはページ番号がないので、必要に応じて節番号や項目のタイトルを記載する。

をとりあげる。

1 法定人口の規定

人口センサスに関する2003年6月5日デクレ第2003-485号のフランス本国、海外県およびサン＝ピエール＝エ＝ミクロンに適用される規定（Godinot, 2005:Annexe E 5）によると、コミューンの法定人口は3つのカテゴリーから成る。自治体人口（population municipale）、別計人口（population comptée à part）および総人口である。総人口は自治体人口と別計人口の合計になるので、以下では自治体人口と別計人口をとりあげ、一つのコミューンを便宜的に「コミューンA」として論じる。

コミューンAの自治体人口は、Aに常住地（résidence habituelle²⁾がある人々、所在地がAにある刑務所の在監者、Aで調査されたホームレス（家のない人々）、移動住宅の居住者および船上生活者から成る（Godinot, 2005 : Chap.D, Annexe E 5）。

常住地として通常の住戸と施設がある。住戸は本宅、臨時住宅、セカンドハウス、空家から成り（INSEE³⁾, 2017）、本宅が住戸の常住者の把握対象となる。施設（communauté）は、同じ管理権限に属する居住用建物の集合体⁴⁾、その入居者は共通の生活様式をふだん共にすると定義される（Godinot, 2005:Annexe E 5）。表1のように、7つのカテゴリーから成る。

ここで問題になるのは、フランス国内に複数の居住地が個人にある場合、常住地はどこになるかである。これに関して、以下のような同デクレの規定がある（Godinot, 2005 : Annexe E 5）。

2) résidence habituelleは「ふだんの居所」とすることもできるが、ここではセンサスをとりあげているので「常住地」とした。

3) INSEEは国立統計経済研究所（Institut national de la statistique et des études économiques）を指している。

4) ただし、施設の敷地内の官舎（ないし社宅）は通常の住戸となる（INSEE, 2017）。

表1 施設のカテゴリー

1	公私立医療機関の中長期入院部門， 中長期滞在用福祉施設，老人ホーム， 労働者向けの寮，社会的レジデンス など
2	宗教施設
3	兵舎，宿营地，軍事基地ないし野営 地など
4	生徒・学生用の宿舎（軍事教育機関 の宿舎を含む）
5	刑務所
6	短期滞在用福祉施設
7	その他の施設

（出所）Godinot（2005：Annexe E5）をもとに作成

- (a) 学業のために、別居の未成年者（18歳未満の者）については家族宅である。
- (b) 施設のカテゴリー1～3の入居者についてはその施設である。
- (c) 施設のカテゴリー4に入居する成年者についてはその施設である。
- (d) 家族宅・施設を離れて、学業のため別居する成年者についてはその住戸である。
- (e) 家族宅・施設を離れて、仕事のため別居する、民事連帯規約によって結びついた配偶者、同棲者ないし個人については家族宅である。
- したがって、別居した未成年の生徒・学生、配偶者等は、(a)、(e)の規定によって、それぞれ家族宅の常住者となり、家族宅コミュニティの自治体人口に含まれる。しかし、生徒ないし学生であっても成年であれば、(c)、(d)の規定によって、入居施設ないし居住住戸が所在するコミュニティの自治体人口に含まれる。

一方、コミューンAの別計人口は、以下のように、複数居住地に関する常住地の規定（a）～（d）に対応する人々（規定（1）～（4））と住所不定者から成る（Godinot, 2005: Annexe E 5）。住所不定者は「旅暮らしの人々（gens du voyage）」に該当する。

- （1）学業のためAに居住しており、他のコミューンに常住地（家族宅）がある未成年者。
- （2）家族宅がAにあって、他のコミューンに常住地がある、施設カテゴリー1～3に属する人々。
- （3）家族宅がAにあって、他のコミューンに常住地がある、施設カテゴリー4（生徒・学生用の宿舍）に属する25歳未満の成年者。
- （4）家族宅がAにあって、学業のため他のコミューンに常住地（家族宅・施設外の住戸）がある25歳未満の成年者。
- （5）Aでは調査されないが、1969年1月3日法⁵⁾の意味で、Aに帰属した住所不定者。

表2に、法定人口のカテゴリーの一覧を示している。自治体人口について、次の点を指摘しておこう。

Godinot（2005）の住戸票の質問解説によると、表2の「住戸の居住者」は本宅の常住者を意味する。彼らはセンサスの年次調査住戸票のリストAで申告される。別居した未成年の生徒ないし学生、配偶者等も、同様に、家族宅の住戸票のリストAで申告される。

センサスの意味で世帯とは、本宅となる同一の住戸に住んでいる人々の集合（人々を結び付ける関係がいかなるものであろうとも）（Godinot, 2005: Glossaire）であるので、本宅人口は世帯人口と、本宅数は世帯数とそれぞれ一致する。

一方、別計人口は表2において上記規定の（3）と（4）が一括され、

5) この法律は巡業活動への従事およびフランスに決まった住所も居住地もなく巡回する人々に適用できる制度に関するもので、それらの人々への通行許可証の交付、帰属コミューンなどを定めている（République Française, 1969）。

表2 コミュニオンAの法定人口のカテゴリー

自治体人口	A に常住地がある人々	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸の居住者（学業のために別居した未成年の生徒・学生、仕事のために別居した配偶者等を含む） ・施設^(注1)の入居者 ・生徒・学生用の宿舎に入居した成年者（18歳以上）
		・刑務所の在監者、・ホームレス、・移動住宅の居住者、・船上生活者
別計人口	他のコミューンに常住地があり、Aとの関係を維持している人々	<ul style="list-style-type: none"> ・学業のため A に居住しており、他のコミューンに家族宅がある未成年の生徒ないし学生（別計人口①） ・家族宅が A にある、他のコミューンの施設（カテゴリー1～3）の入居者（別計人口②） ・家族宅が A にあって、学業のため他のコミューンに別居する 25 歳未満の成年の生徒ないし学生（別計人口③）
		・A で調査されないが、A に行政的に帰属した住所不定者（別計人口④）

(注1) 生徒・学生用の宿舎と刑務所を除く。

(出所) Godinot (2005 : Chap.D, Annexe D1), INSEE (2008, 2010c) をもとに作成。

4項目となっており、われわれは便宜的に①から④の番号を与えている。

別計人口は二重計算の人口である。別計人口①～③の該当者は他のコミューンに常住地があり、そこでは自治体人口に含まれるからである。別計人口④の該当者も同様に、他のコミューンでは自治体人口（移動住宅の居住者ないしホームレス）に含まれるからである。(Godinot, 2005: E.5.2.4.3, Annexe E7)。

次に、節を改めて、新センサスにおける法定人口の規定の特徴を旧センサスとの比較から探ることとする。

2 1999年人口センサスにおける法定人口の規定との比較

表3に示したように、旧センサスの場合も「自治体人口+別計人口=総

表3 コミューンAの法定人口（1999年人口センサス）

自治体人口	<ul style="list-style-type: none"> ・Aの本宅人口（Aの個人宅を申告した軍人・寄宿生を含む） ・Aの個人宅を申告したが、住所が特定できず、本宅に統合できない人々 ・Aの集団施設人口（8カテゴリー^(注1)） ・Aで調査されたその他の人々（移動住宅の居住者、ホームレス、船上生活者） 		二重計算なしの人口
	別計人口	<ul style="list-style-type: none"> ・刑務所人口（刑務所の在監者数） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・陸海空軍の軍人と教育機関^(注2)の寄宿生から成る人口（Aの個人宅を申告した軍人・生徒を除く） 		<ul style="list-style-type: none"> 個人宅はない 他のコミュニティに個人宅がある 	
<ul style="list-style-type: none"> ・他のコミュニティの集団施設で調査されたが、Aの個人宅を申告した人々 ・他のコミュニティの通常の住戸で調査されたが、Aの家族宅を申告した学生 ・他のコミュニティで調査されたが、Aに行政的に帰属した住所不定者^(注3) 		二重計算の人口	

(注1) 寮の労働者、大学都市ないし学生寮の学生、老人ホームないし養護施設の高齢者、長期の入院患者、宗教施設の構成員、短期の収容ないし受入センターの人々、より長期の収容ないし受入センターの人々、その他。
 (注2) 中学、高校、グランドゼコール、特殊な教育機関、神学校、その他すべての公私立の寄宿舎付設の教育機関（保護観察教育機関を含む）、軍事教育機関。
 (注3) 放浪生活者、旅役者、サーカスの団員など。
 (出所) Fanouillet (2000), INSEE (2000b), Godinot (2005: Annexe E6) をもとに作成。

人口」という枠組みに変わらない。しかし、新センサスでは、旧センサスにあった「二重計算なしの人口」カテゴリーが解消するとともに、別計人口カテゴリーが二重計算の人口のみとなる。換言すると、新センサスでは、旧センサスにおける施設カテゴリーの規定変更を前提に、機関人口の消滅を伴う規定の簡素化が図られている。

まず、旧センサスの施設 (communauté) カテゴリーは集団施設 (collectivité: 表3参照) と機関 (établissement) の2つのカテゴリーから成る。後者は刑務所、フランス陸海空軍、寄宿舎付設の教育機関・軍事教育機関から成る (Godinot, 2005: Annexe E6)。一方、新センサスでは、両者が一括され、施設のカテゴリー (表1) を構成する。

この規定変更を前提に、新センサスでは、刑務所の在監者が別計人口から自治体人口に振り分けられる。また、陸海空軍の軍人と教育機関の寄宿生の規定が簡素化される。たとえば、後者の規定をみてみよう (Fanouillet, 2000 ; INSEE, 2000a, 2000b)。

旧センサスでは、教育機関 (中学, 高校, グランドゼコール [高等専門教育機関] 等) の寄宿生について、所在地がコミューンAにあらうとなかろうと, Aの個人宅を申告した者はAの世帯に属し, 本宅 (世帯) 人口⁶⁾ (したがって自治体人口) に含まれる (本宅に統合できなければ別掲)。Aの教育機関の寄宿生は, Aの個人宅を申告した者を除き, Aの機関人口 (したがって別計人口) に含まれる。この該当者は他のコミューンに個人宅があるか否かで, 表3のように, 二つに分けられる。軍人も, 寄宿生と同様に処理される。

一方, 新センサスでは, 未成年 (18歳未満) の生徒や学生について, 学業のためAの家族と別居した者はAの世帯人口 (したがって自治体人口), Aに居住しており, 他のコミューンに家族宅がある者はAの別計人口にそれぞれ算入される。軍人については, Aの軍事施設 (兵舎等) の入居者はAの自治体人口に含まれるが, 世帯人口には関係しない。家族宅がAにあって, 他のコミューンの軍事施設に入居する者は, Aの別計人口に含まれる。

規定の簡素化は明らかである。ただし, 生徒・学生の場合, 旧センサスでは年齢制限がなく, 新センサスでは年齢制限があるという違いがある。これは生徒・学生を自治体人口ないし別計人口に分類する際の基準が変更されたからである。旧センサスでは居住地 (両親宅, 教育機関の寄宿舎, 大学都市・学生寮, 通常の住戸) に依拠していたが, 新センサスでは, 年齢 (18歳未満, 18~25歳未満, 25歳以上) に変化している (Godinot, 2005: Annexe E 8)。

旧センサスでは, 生徒ないし学生のうち, Aの大学都市ないし学生寮の入居者はAの自治体人口, 他のコミューンの大学都市ないし学生寮に入居

6) 旧センサスの世帯の定義は新センサスと同じである。

し、Aの個人宅を申告した者はAの別計人口にそれぞれ含まれる。Aの通常の住戸に家族と別居する者はAの自治体人口、他のコミューンの住戸に別居しAの家族宅を申告した者はAの別計人口にそれぞれ含まれる。

一方、新センサスでは、生徒ないし学生のうち、18～25歳未満で、Aに学業のため居住する者はAの自治体人口、家族宅がAにあって他のコミューンに学業のため別居している者はAの別計人口にそれぞれ算入される。25歳以上で、Aの居住者は、Aの自治体人口に算入される。

このような分類基準の変更について、Godinot（2005：Annexe E 8）によると、旧センサスでは、寄宿生の処理にあたって、学生が属する機関の資格が問題を提起することがある。このため、より単純な基準、すなわち、学生の年齢を採用することが望ましいと判断されたのである。

その他、新センサスにおける主な新しい規定を列挙しておく（Godinot, 2005: E.3.1.1）。第1に、別居した配偶者等が家族宅の常住者として処理されること、第2に、別計人口に関して、行政的な帰属概念が1969年1月3日法の改正法に規定された住所不定者に関するものとして明示されたことである。第3に、施設に関して、医療機関の中長期入院部門が医療機関の代わりに施設とみなされることである。これは、その部門の情報収集を簡素化するためとされている。

以上のように新センサスにおける法定人口の規定は旧センサスのそれと比較すると簡素化が著しい。旧センサスの二重計算なしの人口カテゴリーは新センサスでは解消する。しかし、新センサスの自治体人口の規定それ自体が実質的に、二重計算なしの人口の概念と一致することになる（Godinot, 2005:E3.1.1）。

ところで、新センサスでは、統計結果を作成するために詳細ファイルが作成される。それによって自治体人口の作成も可能となる。なぜならば、自治体人口の規定はコミューンレベルで統計人口の概念に一致する⁷⁾から

7) その根拠は上記のように、コミューンの自治体人口は二重計算なしの人口とみなせることに求められる。

である。また、統計作成用のファイルと法定人口の作成ファイルは、同一の情報処理ファイルにもとづくからである。かつて、法定人口は統計結果の作成ファイルの編成に先立って、要計表の手動計数をもとに作成されていた。というのも、規定の期限、すなわち、センサス年の末までに、法定人口の提供を確保するためには、入力すべき情報量が多すぎたからであった。(INSEE, 2012)

法定人口の規定の簡素化は法定人口の推計作業の効率化の一因になったとみなせる。ここで、次節で新センサスの推計方法をみていくために、フランス本国に関する調査方法を略述する (Godinot, 2005: Chap.B)。

新センサスのデータ収集は原則として、5年のローリング・サイクルとして実施される。人口1万人未満のコミューン(小コミューン)では、州(région:あるいは地域圏)⁸⁾ごとに、コミューンを単位とする5つのローテーション・グループが編成され、毎年交替で1つのグループが調査対象となる。最初の5年間(2004~08年)の順番が次の5年間で降も維持される。各コミューンでは、グループの枠に即して、5年に一度、住戸とその居住者、施設とその入居者、移動住宅の居住者、ホームレスがそれぞれ悉皆的に調査される。船上生活者はすべてのコミューンで一斉に、5年に一度、悉皆的に調査される(2006年が最初)。

人口1万人以上のコミューン(大コミューン)では、それぞれのコミューンで、5つの住所ローテーション・グループが編成され、毎年交替で、1つのグループが調査対象となる。最初の5年間の順番が次の5年間で降も維持される。年次調査は年次グループから無作為に抽出された住所標本の住戸とその居住者に対して実施される。施設は州ごとに、調査負担を考慮して5グループに分けられ、コミューンでは、原則として、5年に一度、悉皆的に調査される。その他は、すべてのコミューンで一斉に、5年に一度、悉皆的に調査される。

8) ただし、2015年まで利用された旧行政区画である。

3 法定人口の推計方法

コミューンの法定人口は、センサスの5年間の年次調査（N-2年～N+2年）の結果にもとづき、5年間の中央年（N年）1月1日現在の推計値として与えられる。

自治体人口は世帯人口と世帯外人口（施設の入居者⁹⁾、移動住宅の居住者、ホームレス、船上生活者から構成される）に分けられる。それらの人口については、Godinot (2005:Chap.D), INSEE (2008, 2012), Jugnot (2009), 西村 (2017) をもとに、推計方法の概要を述べることにする。その後、別計人口をとりあげる。ただし、フランス本国に限定し、旧センサス結果を利用する特殊なケースは省略する。

3.1 世帯人口

世帯人口は調査結果の世帯（ないし住戸）別居住者数に対するウェイト合計として求められる。したがってウェイト計算が問題となる。小と大のコミューン間では、標本設計（したがって調査方法）の違いを反映し、異なった方法が適用される。

小コミューンでは、コミューンの調査をN-1・N-2年、N年、N+1・N+2年の3パターンに分け、それぞれに対応したウェイト計算が示される。

コミューンは5年毎に悉皆的に調査されるので、初期ウェイトは1である。N年調査のコミューンではウェイトは1のままであり、調査結果（2006年が最初）を利用する。

N-1・N-2年調査のコミューンでは、N年の世帯人口を推計するためにウェイトを外挿用に変更する。このウェイトは住居税ファイルの住戸数の変化率（N-1年ないしN-2年に対するN年の比率）に、2つの最新センサ

9) 生徒・学生用宿舎の入居者のうち未成年者を除き、刑務所の在監者を含む。ただし、前者の調査結果は別計人口の推計に利用される。

ス間における平均世帯人員の年平均変化率（外挿期間が1年）ないしその2乗（外挿期間が2年）を乗じたものである。これがN-1年ないしN-2年調査の世帯別居住者数にそれぞれ適用される。当該コミューン内の世帯別居住者数のすべてに同一のウェイトが与えられるが、コミューン毎に異なる。ただし、人口2000人以上のコミューンについては、平均世帯人員の低下傾向に対応するように、さらにウェイトが調整される。

N+1・N+2年調査のコミューンでは、N年の世帯人口を推計するためにウェイトを内挿用に変更する。このウェイトとして、N-1年の推計世帯人口とN+1年ないしN+2年の調査世帯人口を用いて、2時点間における世帯人口の直線的な変化を想定し、そのN+1年ないしN+2年に対するN年の比率を利用する。これがN+1年ないしN+2年調査の世帯別居住者数にそれぞれ適用される。当該コミューン内の世帯別居住者数のすべてに同一のウェイトが与えられるが、コミューン毎に異なる。

一方、大コミューンでは、年次調査は年次の住所ローテーション・グループ（コミューン住戸数の20%）から無作為に抽出された住所標本（コミューン住戸数の約8%）を対象とする。N年の世帯人口を推計するために、N-2年～N+2年の住戸別調査結果に、標本抽出の初期ウェイト（抽出率の逆数）を修正したものが適用される。これは以下の理由による。

各年次の住戸別調査結果に初期ウェイトを適用することで、住所グループレベルの世帯人口や住戸数などが推定される。しかし、5つのグループに関する、それらの推定値の合計はコミューンレベルの5年の期間における平均の推定値を与えるにすぎないからである。

そこでN年の世帯人口を推定するために、初期ウェイトに修正係数「N年1月1日時点のBSA住戸数 / 初期ウェイトによる推定住戸数」を乗じたものの（最終ウェイト）が使われる。ここで、BSA¹⁰⁾とは住所抽出枠を指している。

10) BSAはbase de sondage des adressesの略号である。

修正係数による調整は例外を除き、コミューン内の小地区（IRIS）¹¹⁾ レベルで実施される。BSAは毎年7月1日現在で確定されるので、N年1月1日時点のBSA住戸数として、その半年前と半年後の平均値が使われる。

なお、大ミューンの世帯人口の推計については、初期ウェイトによる5年間の平均世帯人口と平均世帯数の推定値にもとづき、世帯の平均人員を求め、それをN年1月1日時点のBSA住戸数に乗じるという方式としても示される¹²⁾。

3.2 世帯外人口

施設の人口（入居者数）の推計方法は、施設毎に、入居者個人に対するウェイト合計であり、小コミューンの世帯人口の推計方法と同様のパターンとなる（初期ウェイト1）。

N年（中央年）調査施設のN年入居者数は調査結果を利用する¹³⁾。

N-1・N-2年調査施設のN年入居者数の推計では施設登録簿¹⁴⁾の情報にもとづき外挿を利用する。施設が外挿期間（1年ないし2年）において、閉鎖ならウェイト0、開設ならウェイト1、存続ならウェイト1をそれぞれ与える。開設の場合、施設登録簿の該当施設の収容人員を利用する。施設カテゴリーの人口の特殊性および施設の規模を考慮に入れると、更新ウェイトを設定することが難しい。存続の場合も、入居者数を更新するための十分に信頼できる情報を利用できない。このためウェイトはいずれの場合も1のままである。

N+1・N+2年調査施設のN年入居者数は、N-1年の推計入居者数とN+

11) IRISは*îlots regroupés pour l'information statistique*（統計情報のための再編区画）の略号である。人口5000人以上のコミューンにおいて約2000人を目標に分割された地区である（Godinot, 2005: B.3.2）。

12) この方式による推計例は、たとえば、INSEE（2008:15）を参照されたい。

13) 施設調査の基準時点は2009年まで3月1日であったが、10年に、住戸等に合わせて1月第3木曜日に変更された。調査の基準時点は推計の基準時点（N年1月1日）と正確には一致しない。新センサスでは、11年以降、調査の基準時点は1月第3木曜日に統一されている。

14) 施設の約80%、大規模施設の全体を包摂する（Godinot, 2005:C.3.1）。

1年ないしN+2年の調査入居者数との間で内挿をもとに推計する。

コミューンによっては、施設の調査を5年に一度ではなく、複数年にわたって実施することがある¹⁵⁾。この場合、上記の3パターンに即してN年入居者数が推計される。

移動住宅の居住者、ホームレス、船上生活者については、更新が可能な行政データがないので、人数が2つの調査間で一定に維持される。彼らは内挿、外挿のいずれの対象にもならない。ウェイト1が維持される。

3.3 別計人口

別計人口の推計では、以下の情報を利用する（Godinot, 2005:D.2.1.2; INSEE, 2008）。

別計人口①（表2：コミューンAに別居した未成年の生徒や学生）について、該当者がAの住戸に居住しているならば、その住戸票リストC1¹⁶⁾で申告される。Aの寄宿舎に入居しているならば、そこで収集される施設の個人票で、家族宅の住所と生年月日の申告をもとに判明する。

別計人口②の該当者（表2：他のコミューンの施設入居者）は、該当施設の個人票で、Aと申告された個人宅の住所にもとづき判明する。

別計人口③の該当者（表2：他のコミューンにおける25歳未満の成年の生徒や学生）は、Aにおける家族宅の住戸票リストBで申告される。

別計人口④の該当者（表2：Aで調査されない、Aに帰属の住所不定者）については、県リスト¹⁷⁾を利用する。

しかし、INSEEの別計人口の推計に関する解説は簡略である。「別計人口は調査に応じて毎年、更新される。たとえば、他のコミューンの施設に入居し、コミューンAに個人宅がある人々の数は他のコミューンの調査に応

15) 施設が多数に上ったり、多数の人々を収容する施設がある、約20のコミューンが該当する（Godinot, 2005:B3.3.1）。

16) センサスの2004年調査ではリストCであったが、05年調査以降、リストC1に変更された。

17) 県リスト（地方長官庁提供）では、帰属コミューン別に住所不定者の氏名、性別、生年月日、出生の場所が示される（Godinot, 2005 : Annexe E20）。

じて更新される」¹⁸⁾ (Godinot, 2005:D.3.1.4, D.3.2.4; INSEE, 2008) とされ、「小コミュニティの別計人口の更新方法は大コミュニティのそれと同一」(INSEE, 2008) という。

コミュニティAにおける別計人口の更新例は、別計人口②のケースである。他の一つのコミュニティの該当者数は原則として5年に一度の施設調査で判明し、次の調査まで一定である (Godinot, 2005: D.2.1.2) ので、他のコミュニティ全体を考慮すると、別計人口②はそれに関する該当者数の5年の移動合計を利用するだろう。別計人口①と③の該当者数については、小コミュニティでは5年に一度、更新される調査結果を利用する。大コミュニティにおける住戸票リストC1とBへの申告による該当者数については、毎年更新される、それらのコミュニティレベルの年次推定値を利用するだろう。別計人口④の該当者はAにおける移動住宅の居住者ないしホームレスの調査結果と県リストの照合をもとに判明する (Godinot, 2005:E.5.2.4.3) ので、その該当者数は5年毎に更新される。

ところで、フランス本国に関する2007年の自治体人口 (コミュニティ計) は6179.5万人と推計される¹⁹⁾。世帯人口は97.6%、世帯外人口は2.4% (うち施設人口2.2%、その他が0.2%) を占め、前者が大部分である。本国に海外県を加えた全国の自治体人口は6360.1万人となり、世帯人口と世帯外人口の構成比は本国の場合とほぼ同じである。(INSEE, 2009, 2010a, 2010b)。

一方、フランス本国に関する2007年の別計人口 (コミュニティ計) は140.7万人と推計され、総人口は6320.2万人となる。海外県を含む全国の別計人口は143万人と推計され、総人口は6503.1万人となる。(INSEE, 2009)

一般に、コミュニティの自治体人口は統計目的で利用され²⁰⁾、総人口が行

18) ただし、コミュニティAのケースに変更している。

19) ここでは5節で利用した文献 (CNERP, 2010) の記載事項との整合性を考慮して2007年基準の推計結果を示した。

20) 自治体人口の統計目的利用が可能になったのは、自治体人口が統計人口とコミュニティレベルで一致することによると考えられる。

政目的で利用される（INSEE, 2016）。次の節では、新センサスで法定人口が年次公表になったことによる利点をとりあげよう。

4 節 法定人口の年次公表の利点—人口の補完調査の廃止

4.1 新センサスと人口の補完調査

新センサスでは、最初のコミューン法定人口（2006年基準）が2008年12月末に公表され、翌年1月1日に発効した。それ以降、毎年、コミューンは更新された法定人口をもつことになった。これは新センサスの大きな利点である。新センサスでは人口の「補完調査のきわめて制限的、拘束的な機構に依拠することはもはや不要」（CNERP, 2010）になったからである。

Godinot（2005: Annexe E 3）によると、人口の補完調査とは、コミューンの法定人口の改訂の要求に応えるために、1954年以降のセンサス間で実施されていた調査である。センサス間で、いくつかのコミューンの実際の人口は都市再開発計画といった大規模な建設計画の実施によって急増する。このため、補完調査では、実施済みなし実施中の建設計画を考慮に入れ、基準を満たせば公式の人口に加算される増加分が決定される。

新センサスの年次調査が実施された2004年～08年では、新センサスの法定人口を利用できないので、1999年センサス（旧センサス）の下での補完調査で更新された法定人口が利用されていた。たとえば、最後の補完調査は2007年に実施され、その認可済み結果は2008年1月1日に発効した。それに関する規定は、2003年6月5日デクレ第4条と5条にある²¹⁾。

しかし、それらは補完調査の結果の認可条件や行政利用が簡潔に記されるにとどまるので、次節で、Godinot（2005: Annexe E 3）、DCLP（2007）、Mathio（2008）をもとに、2003年～07年における補完調査の概要を述べる

21) この2つの条項によって、地方公共団体一般法典の関連条項が改正され、2つの条項はその法典のR.2151-4条とR.2151-5条になった。

ことにする。

4.2 人口の補完調査（2003年～07年）

補完調査では、旧センサス以降ないし場合によっては認可済み最新補完調査以降、完成した住戸・施設に入居したすべての人々を調査する。人口増加分として、調査人口、すなわち、他のコミューンからの転入者数と出生した子ども数の合計を考慮に入れる。

それに加えて、基礎工事のコンクリートの打設が始まった建設中の住戸・施設を調査する。住戸や施設の個室などの純増が把握され、人口増加分として、以下のような基準で計算される架空人口を考慮に入れる。

通常の住戸ごとに4人、独身者（学生、労働者など）用の寮や宗教施設ないし集団施設（大学都市、老人ホームなど）では個室ごとに1人、高齢者用ないし学生用住宅のカップルの場合は住戸ごとに2人である。寄宿舎・兵舎・刑務所の場合は予定ベッド数に等しい。

補完調査の結果が認可されるためには、次の条件を満たす必要がある。

- (1) 人口増加分（調査人口と架空人口の合計）は、旧センサスのコミューン総人口（法定人口の意味で）ないし場合によっては最新の補完調査にもとづく認証済み総人口の15%以上²²⁾でなければならない。
- (2) 新しい住戸数ないし建設中の住戸数は少なくとも25戸に等しくなければならない²³⁾。

補完調査は毎年6月1日以前に、一方で県に、他方で管轄下のINSEE地方局に、要求を行ったコミューンで、10月前半に、INSEEの支援の下で実施される。すなわち、データ収集は10月1日から15日まで実施される。コミューンの役所による点検が10月15日から始まり、作成された全書類は遅くとも10月31日に、INSEE地方局に到着する必要がある。

22) 旧センサスの下で、2000～02年に実施された補完調査では20%以上である（Godinot, 2005: E.3.1.3）。

23) ただし、海外県のコミューンの場合、この条件は存在しない。

もし認可の2つの条件が満たされるならば、コミューンの新しい総人口と架空人口は補完調査の翌年1月1日に発効する。

新しい総人口は、旧センサス総人口（ないし場合によっては最新補完調査にもとづく認証済み総人口）に、補完調査の調査人口を加算したものに等しい。さらに、国から地方公共団体への交付金・補助金を計算するためや共通資金を配分するために、架空人口を加算することができる。

ただし、架空人口の加算は2年間のみである。架空人口の恩恵を受けるコミューンは、2年の期間満了後に架空人口を実際の居住人口に置き替えるために正常化調査の実施が義務づけられる。

正常化調査では、2年前の補完調査の実施以降に完成した住戸・施設と居住者を調査し、人口増加分を求める。この調査が有効と認められれば新しい法定人口が翌年、1月1日に発効する。

2005年に補完調査を実施したコミューンは2年間、架空人口の恩恵を受けた。それに対する正常化調査は2007年10月に実施され、最後の調査となっている。実際、2006年と07年の補完調査に対する正常化調査は実施されず、2006年の補完調査にもとづく人口は2年間有効とされ、2007年の補完調査にもとづく人口は1年間有効とされている。

以上の補完調査に関して、大規模な建設計画の実施（道路工事や学校・共同設備の建設作業を伴う）とそれによって生じる人口増はコミューンにとって大きな負担となる。すなわち、コミューンの負担増が法定人口に対する特殊な基準による人口の加算に反映されている。このような側面は新センサスにおける法定人口の行政利用にも見いだせる。

5 法定人口の行政利用—DGF人口の計算

5.1 経常費総合交付金（DGF）

本節では、コミューン法定人口の行政利用として、経常費総合交付金

(DGF)²⁴ 枠の交付金配分に利用されるDGF人口をとりあげる。まず、DGFについて、CNERP (2010) をもとに略述する。なお、その他の参考文献は該当箇所に記載する。

DGFとは、1979年1月3日法により創設され、国が地方公共団体（コミューン、固有の税制が与えられたコミューン・グループ〔コミューン共同体、都市圏共同体、都市共同体〕、県、州）に配分する、総合的で、用途が特定されない交付金である²⁵。以下、コミューンのDGFに限定する。

毎年、財政法によって、DGFの総額が決定され、交付金配分の規則・基準が改正される。交付金の個々のコミューンへの配分は第1四半期に処理され、その時に利用可能なデータに依拠する。

DGFは定額交付金（*dotation forfaitaire*）と地域整備交付金（*dotation d'aménagement*）に分けられる。前者の主な要素は基礎交付金である（その他、面積に応じた交付金等、4つの構成要素がある）。2010年に、コミューンの総予算額は約950億ユーロであるのに対して、コミューンの定額交付金は139億ユーロに達し、そのうち67億ユーロが基礎交付金である。

コミューンの基礎交付金は、コミューンの人口に一人当たり交付額を乗じて計算される。一人当たり交付額は、2005年の60～120ユーロが、連続的な再評価の結果、2010年には64.46～128.93ユーロに変化している。上限額と下限額の間で、一人当たり交付額は人数による行政負担の上昇を考慮に入れるため、コミューンの人口規模に応じて変化する。

実際、2010年の一人当たり交付額は対数係数「 $1 + 0.38431089 \times \log(\text{DGF人口}/500)$ 」（ただし、 $500 \text{人} \leq \text{DGF人口} \leq 200000 \text{人}$ 。500人未満は64.46ユーロ、200000人以上は128.93ユーロでそれぞれ一定）に、64.46ユーロを乗じて算出されている（AMF, 2010）。

この式で示されるように、基礎交付金の計算で使われるコミューンの人

24) DGFは*Dotation globale de fonctionnement*の略号である。

25) DGFは国から地方公共団体への最大の交付金（財団法人自治体国際化協会、2009）である。DGFの特質については、たとえば、青木（2007）を参照されたい。

口としてDGF人口がある。次節で、CNERP（2010）をもとに、DGF人口をとりあげる。

5.2 DGF人口

コミューンの総人口（法定人口の意味で）は課税基準の基礎に使われるなど、一般に、地方公共団体一般法典の適用の基礎に使われる²⁶⁾。交付金の計算にも、別計人口が考慮に入れられる。それらの人々はコミューンの経常予算を圧迫するとみなされるからである。

これと同じ観点から、コミューンの特殊な状況を考慮に入れるために、DGF人口は、総人口に2つの特殊な基準による人口を加算する。すなわち、セカンドハウス数と移動居住車（caravane）の座席数にもとづく人口（居住者数）である。

第1に、セカンドハウス1戸につき1人の居住者が加算される。これは臨時住宅を含み、空家を含まない。セカンドハウスには1年の6ヶ月間、平均して2人（ないし1年間では1人）が居住するとみなす。それらの人々が出身コミューンの人口から控除されることはない。

セカンドハウスは必ずしも堅固に建設されているとは限らない。しかしながら、それは固定され、1年中アクセス可能な場所のはずである。このため、シーズンのみ開設される、オートキャンプ場に設置される移動住宅は除かれる。

セカンドハウス数は毎年、センサスによって与えられる。しかし、それは法定人口に対して1年の遅れがある。すなわち、2010年のDGF人口を計算するために、07年総人口と06年セカンドハウス数を利用する。セカンドハウスの統計データは法定人口に対して、数ヶ月間遅れて提供されるので、07年セカンドハウス数を利用できない。

第2に、旅暮らしの人々の受入れ地域の移動居住車について、1座席に

26) ただし、選挙に関しては、自治体人口の利用が原則である。

つき1人の居住者が加算される。もし前年に、都市連帯・社会統合交付金(DSU)²⁷⁾の受給適確コミューンであったか、農村部の地域中心コミューンとして農村連帯交付金(DSR)²⁸⁾の受給適格であったならば、1座席につき2人の居住者が加算される。なお、DSUとDSRはいずれもDGFの地域整備交付金に含まれる。

移動居住車の座席数は国との協定によって、各コミューン、各暦年について、決まっている。それはDGF配分の前年1月1日の状況を示したもので、屋外ホテル業におけるオートキャンプ場の移動居住車は無関係である。

総人口への2種類の居住者数の加算によってDGF人口を得る。ただし、それらの加算は、実際の調査人口ではなく、基礎交付金の配分計算に役立つ数量(居住者数として示される)である。

フランス全国(本国+海外県)では、2010年のDGF人口は6896.8万人と計算され、2007年の自治体人口を530万人以上、総人口を390万人以上、それぞれ上回っている。

このDGF人口は、DGF枠内のその他の交付金の計算においても使われている。コミューンの総人口に対する、このような加算は、既に、99年センサスの下で実施され、現在も続いている²⁹⁾。

おわりに

以上、いくつかの観点から法定人口の特徴を検討してきた。新センサスの法定人口の規定は旧センサス(99年センサス)のそれと比較すると簡素化が著しい。自治体人口は二重計算なしの人口とみなされ、別計人口は二

27) DSUはdotation de solidarité urbaine et de cohésion socialeの略号である。

28) DSRはdotation de solidarité ruraleの略号である。

29) 地方公共団体一般法典L.2334-2条の2000年7月6日～05年1月19日施行版から2017年1月1日以降の現行版に至るまで、DGFの適用のために考慮すべき人口として、特殊な措置を除き、セカンドハウス数と移動居住車の座席数にもとづく居住者数の加算が定められている(République Française, 2017)。

重計算の人口のみになった。規定の簡素化は、法定人口の推計作業の効率化をもたらす要因の一つになったものと考えられる。

法定人口の推計方法では、データ収集のローリング方式を受け、5年間の調査結果が中央年1月1日現在の人口に調整される。世帯人口については、それに必要なウェイトが適切に設定される。しかし、世帯外人口については、調査結果の更新ウェイトの設定が難しいという問題がある。別計人口は調査に応じて更新される。更新方法の確定については今後の検討課題とする。

法定人口の利用では、一般に、総人口が行政目的に利用される。法定人口が年次公表になったので、旧センサスの下で実施されていた補完調査は廃止された。しかし、DGF人口においては、総人口への特殊な基準による人口の加算が旧センサスと同様に維持され、依然として、コミューンの特殊な状況への対応が必要になっている。

本稿で検討した法定人口には人口の二重計算という特殊性がある。その取扱いについて、Godinot (2005:Glossaire) に、以下のような解説がある。

フランスの人口センサスでは、1841年以降、コミューン人口において、コミューンに居住する人々と、多かれ少なかれ、一時的に、特殊な施設（兵舎、寄宿舎付設の学校、慈善施設、刑務所など）に収容されている人々を分けて数える原則が課されている。いわゆる法定人口を構成する、流動的な人口は長いあいだ混乱や障害の原因であった。

最初の整理は1954年に実施され、そのときに採用された法定人口の規定は次のとおりである。コミューンの人口は一方で、コミューンに居住地があり、実際に、センサスの時点で存在している人々、他方で、コミューンの施設で暮らす人々（軍人、寄宿生、建設現場の住込み労働者、在監者など）から構成される。この規定を使った複数のコミューン人口の累積は問題を提起しない。二重計算を避けていたからである。

この規定は次のセンサス（1962年）の時に問題視され、体系的に2度観察される人々が現れる。すなわち、彼らは場合によって2つの関係コミュ

ーンに関する二重計算ありの総人口、2つのうち1つのコミューンの二重計算なしの人口にそれぞれ算入される。たとえば1人の寄宿生は、寄宿舎の設置コミューンと家族宅コミューンに関する二重計算ありの人口の一部であるとともに、家族宅コミューンにおいてのみ二重計算なしの人口の一部となる。

これと原則的に同一の管理された二重計算システムが1968～99年のセンサスに採用される。新センサス（2004年以降のセンサス）では、自治体人口の概念と二重計算なしの人口の概念がコミューンレベルで一致する。

行政的な理由のために、時々実現され、公表されるにもかかわらず、二重計算ありの人口の累積（新センサスでは総人口の累積）はあまり意味がない。これに対して、二重計算なしの人口の累積（新センサスでは自治体人口）が完全に正当である。

上記の評価は、行政目的に利用される二重計算ありの人口に対して、統計結果の作成に利用される二重計算なしの人口の意義を強調したものと考えられる。いずれにせよ、人口の二重計算はフランスの人口センサスにおいて伝統的に継承されてきている。したがって、二重計算の視点から、とりわけ、それがシステムとして成立した1968年～99年のセンサスを対象に、フランスの人口センサスの特徴を検討することが考えられる。これは別稿の課題である。

参考文献

- 青木宗明 (2007) 「フランスの地方財政調整—財源補償・保障と平衡化の相克—」, 『地方財政』(地方財務協会), 第46巻第2号, pp.125~154.
- 財団法人自治体国際化協会(2009)『フランスの地方自治』。 <http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j30.pdf>,(参照 2017-12-10).
- 都留民子 (2002) 「フランスの好況下でのホームレス問題」『経済学雑誌』第102巻第3・4号, pp.40~55。
- 西村善博 (2017) 「人口センサスの変容—フランスのローリング・センサス—」, 『統計学』(経済統計学会), 第112号, pp.49~64。
- AMF(2010), “La dotation globale de fonctionnement 2010 des communes: Répartition et éléments de calcul”. http://www.amf.asso.fr/upload/fichiers/documents/AMF_9971_NOTE_DGCL.pdf,(参照 2017-12-10).
- CNERP(2010), “Des populations légales au calcul de la DGF”. http://www.cnis.fr/files/content/sites/Cnis/files/Fichiers/cnerp/2011/documents_complementaires/DC_2011_15e_reunion_CNERP_population_et_dotation_fonctionnement.PDF,(参照 2017-12-10).
- DCLP(Direction de la citoyenneté et des libertés publiques)(2007), “Recensement complémentaires de la population”, Arras, le 20 Avril. <http://www.pas-de-calais.gouv.fr/content/download/5531/29957/file/DCLP>,(参照 2017-12-10).
- Fanouillet, J.-C.(2000), “Population légale : les bouchées doubles”, *Courrier des statistiques*, n° 93, pp.19-23. <https://www.epsilon.insee.fr/jspui/bitstream/1/8500/1/cs93d.pdf>,(参照 2017-12-10).
- Godinot, A.(2005), *Pour comprendre le recensement de la population, Insee Méthodes*, hors série. <https://www.insee.fr/fr/information/2579979>,(参照 2017-12-10).
- INSEE(2000a), *Organisation générale du recensement de la population de 1999, Guide d'utilisation du recensement de la population de 1999*, Tome 1.
- INSEE(2000b), *Description du dénombrement, Guide d'utilisation du recensement de la population de 1999*, Tome 2.
- INSEE(2008), “Recensement de la population. La détermination de la population légale des communes”, Version du 16 décembre. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/fichier/2553979/calcul-populations-legales.pdf>,(参照 2017-12-10).
- INSEE(2009), “Populations légales 2007. Les populations légales millésimées

- 2007 entrent en vigueur le 1^{er} janvier 2010”. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2119892?sommaire=2119897>,(参照 2017-12-10).
- INSEE(2010a),“POP2 - Population par sexe, âge et catégorie de population en 2007, France entière”. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2043978?geo=FE-1&sommaire=2131600>,(参照 2017-12-10).
- INSEE(2010b),“POP2 - Population par sexe, âge et catégorie de population en 2007, France métropolitaine”. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2043978?geo=METRO-1&sommaire=2131600>,(参照 2017-12-10).
- INSEE(2010c) ,“Comprendre la population légale de votre commune”. https://www.insee.fr/fr/statistiques/fichier/2553979/Comprendre_poplegale_commune.pdf,(参照 2017-12-10).
- INSEE(2012),“ Recensement de la population. Les pondérations”, Version du 27 novembre.<https://www.insee.fr/fr/statistiques/fichier/2383177/fiche-ponderation.pdf>, (参照 2017-12-10).
- INSEE(2016) ,“Populations légales”. <https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c1999>,(参照 2017-12-10).
- INSEE(2017),“Recensement de la population. Conseils d’utilisation - Synthèse,” Version de mars. <http://www.insee.fr/fr/statistiques/fichier/2383177/fiche-conseils.pdf>, (参照 2017-12-10).
- Jugnot,S.(2009) ,“Comment utiliser un recensement collecté sur cinq années successives pour établir la pyramide des âges de référence à une date donnée?”. JMS 2009, Session 8. http://jms.insee.fr/files/documents/2009/71_2-JMS2009_S08-5_JUGNOT-ACTE.PDF, (参照 2017-12-10).
- Les services de l’État en Isère(2017), “Dictionnaire de la bande DGF 2017”. <http://www.isere.gouv.fr/content/download/32083/240013/file/Lexique%20DGF%202017%20des%20communes.pdf>,(参照 2017-12-10).
- Mathio,F.(2008),“Entre 1999 et 2007, 261 communes aquitaines ont effectué un recensement complémentaire”.Aquitaine e-publications, n° 10,août. https://www.epsilon.insee.fr/jspui/bitstream/1/7721/1/epub_0810.pdf,(参照 2017-12-10).
- République Française(1969), “Loi n° 69-3 du 3 janvier 1969 relative à l’exercice des activités ambulantes et au régime applicable aux personnes circulant en France sans domicile ni résidence fixe”, *Journal officiel de la République Française* du 5 janvier 1969, pp.195-196.<https://www.legifrance.gouv.fr/>

affichTexte.do?cidTexte =JORFTEXT000000317526&categorieLien=id,(
参照 2017-12-10).

République Française(2017),“Code général des collectivités territoriales -
Article L2334-2”. https://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=CF978CB51F79AD3E2E06893A77ADFA77.tplgfr41s_1?idArticle=LEGIARTI000033878277&cidTexte=LEGITEXT000006070633&categorieLien=id&dateTexte.(参照 2017-12-10).

The Legal Population in the French Rolling Census

Yoshihiro NISHIMURA

《Abstract》

In this paper, we examine the legal population in the new French census, which started in 2004, and illustrate its characteristics from several standpoints. The new census defines the legal population in a much simpler way than was the case with the 1999 population census (the old census). As for the method of estimation, the new census adopts an approach in which 5-year survey results are adjusted to the population on Jan. 1st in the median year. The annual publication of the legal population can eliminate the need to conduct complementary surveys, which were indispensable for the old census. This is a big advantage of the new census. In the administrative use of the figures for the legal population, however, there are cases in which special populations are added to the legal population, so the new census still has to address each commune's particular conditions, as was the case with the old census.